

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 道府県民税（第六条の二十三―第九条の二十三）</p> <p>第二節 事業税（第十条―第三十五条の四の三）</p> <p>第三節 地方消費税（第三十五条の五―第三十五条の二十二）</p> <p>第四節 第十一節 略</p> <p>（法第七十二条の八十七第一項の政令で定めるところにより計算した金額等）</p> <p>第三十五条の八 法第七十二条の八十七第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同項に規定する申告書の提出期限内に同法第四十三条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した申告書の提出があつた場合において、同項第四号に掲げる金額）に六十三分の十七を乗じて得た金額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（地方消費税の清算の時期等）</p>	<p>目次</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 道府県民税（第六条の二十三―第九条の二十三）</p> <p>第二節 事業税（第十条―第三十五条の四の三）</p> <p>第三節 地方消費税（第三十五条の五―第三十五条の二十三）</p> <p>第四節 第十一節 略</p> <p>（法第七十二条の八十七第一項の政令で定めるところにより計算した金額等）</p> <p>第三十五条の八 法第七十二条の八十七第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同項に規定する申告書の提出期限内に同法第四十三条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した申告書の提出があつた場合において、同項第四号に掲げる金額）に百分の二十五を乗じて得た金額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（地方消費税の清算の時期等）</p>

第三十五条の十九 道府県は、法第七十二条の百十四第一項の規定により地方消費税の清算を行う場合には、次の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額（当該期間内に譲渡割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。）を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において同じ。）及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）を、各道府県ごとの消費に相当する額（法第七十二条の百四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう。次項において同じ。）にに応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十二条の百十四第三項の規定により他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額をいう。次項において同じ。）を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

期間	支払月
前年度一月から前年度二月まで	五月
四月から六月まで	八月
七月から九月まで	十一月
十月から十二月まで	二月

2 道府県は、法第七十二条の百十四第二項の規定により地方消費税の清

第三十五条の十九 道府県は、法第七十二条の百十四の規定により地方消費税の清算を行う場合には、次の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額（当該期間内に譲渡割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。）を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。第三十五条の二十一第一項において同じ。）及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）を、各道府県ごとの消費に相当する額（法第七十二条の百四第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）にに応じてあん分し、当該あん分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十二条の百十四第二項の規定により他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額をいう。次項において同じ。）を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

期間	支払月
前年度一月から前年度三月まで	五月
四月から六月まで	八月
七月から九月まで	十一月
十月から十二月まで	二月

算を行う場合には、前項の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の七分の七に相当する額を、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

3| 前二項に規定する各支払月ごとに支払うことができなかつた金額があるとき、又は各支払月において支払うべき額を超えて支払った金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の支払月に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4| 第一項又は第二項の規定によつて他の道府県に対して支払うべき額を支払った後において、その支払った額の算定に錯誤があつたため、支払った額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する支払月において、当該支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

5| 第一項又は第二項に規定する支払月ごとに他の道府県に対し支払うべき額としてこれらの規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該支払月ごとに支払うべき額とする。

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 法第七十二条の百十四第四項に規定する消費に関連する指標で政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

2| 前項に規定する各支払月ごとに支払うことができなかつた金額があるとき、又は各支払月において支払うべき額を超えて支払った金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の支払月に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3| 第一項の規定によつて他の道府県に対して支払うべき額を支払った後において、その支払った額の算定に錯誤があつたため、支払った額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する支払月において、当該支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4| 第一項に規定する支払月ごとに他の道府県に対し支払うべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該支払月ごとに支払うべき額とする。

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 法第七十二条の百十四第三項に規定する消費に関連する指標で政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一 略

二 官報で公示された最近の国勢調査の結果による道府県の人口

三 基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による道府県の
従業者数

2 法第七十二条の百十四第四項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 略

二 法第七十二条の百十四第四項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（次号において「総額の合算額」という。）の六分の一に相当する額を前項第二号の人口で按分して 得られる当該道府県の額

三 総額の合算額の六分の一に相当する額を前項第三号の従業者数で按分して 得られる当該道府県の額

（地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額）

第三十五条の二十一 道府県は、毎年度、法第七十二条の百十五第一項の規定により同項 に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の十日までに、当該下欄に定める額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数で按分して 得た額を交付する。

交付月

交付月ごとに交付すべき額

一 三 略

2 法第七十二条の百十四第三項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 略

二 法第七十二条の百十四第三項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（次号において「総額の合算額」という。）の六分の一に相当する額を前項の人口であん分して得られる当該道府県の額

三 総額の合算額の六分の一に相当する額を前項 の従業者数であん分して得られる当該道府県の額

（地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額）

第三十五条の二十一 道府県は、毎年度、法第七十二条の百十五の規定により同条第一項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下本条 において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の十日までに、当該下欄に定める額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分して得た額を交付する。

交付月

交付月ごとに交付すべき額

六月	前年度一月から前年度三月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下この表において同じ。）に、第三十五条の十九第一項の規定により五月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により五月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
九月	四月から六月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額に、第三十五条の十九第一項の規定により八月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
十二月	七月から九月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額に、第三十五条の十九第一項の規定により十一月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十一月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減

六月	前年度一月から前年度三月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下本表において同じ。）に、第三十五条の十九の規定により五月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により五月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
九月	四月から六月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額に、第三十五条の十九の規定により八月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により八月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
十二月	七月から九月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額に、第三十五条の十九の規定により十一月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により十一月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減

三月	額して得た合計額の二分の一に相当する額 十月から十二月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額に、第三十五条の十九第一項の規定により二月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により二月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
<p>道府県は、毎年度、法第七十二条の百十五第二項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の十日までに、当該下欄に定める額を同条第一項の人口で按分して得た額を交付する。</p>	
交付月	交付月ごとに交付すべき額
六月	前年度一月から前年度三月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により五月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により五月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
九月	四月から六月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の七に相当する額に、第三

三月	額して得た合計額の二分の一に相当する額 十月から十二月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額に、第三十五条の十九の規定により二月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により二月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
----	--

<p>15条の19第2項の規定により八月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額</p>	<p>十二月</p> <p>七月から九月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の七分の七に相当する額に、第三十五条の19第2項の規定により十一月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十一月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額</p>	<p>三月</p> <p>十月から十二月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の七分の七に相当する額に、第三十五条の19第2項の規定により二月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により二月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額</p>	<p>3 前二項に規定する各交付月ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付月において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付月に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定によつて市町村に対して交付すべき額を交付</p>
		<p>2 前項に規定する各交付月ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付月において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付月に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。</p> <p>3 第一項の規定によつて市町村に対して交付すべき額を交付</p>	

した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付月において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

5| 第一項又は第二項に規定する交付月ごとに各市町村に対し交付すべき額としてこれらの規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付月ごとに交付すべき額とする。

6| 前各項に定めるもののほか、地方消費税の交付に関し必要な事項は総務省令で定める。

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

- 一 共同住宅等（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等を含む。次号、第三十九条の二の三第一項及び第三十九条の三において同じ。）以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを含む。以下この条及び第三十九条の三において同じ。） 当該建築に係る住宅（当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあつては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあつては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。）の床面積

した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付月において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4| 第一項 第一項に規定する交付月ごとに各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付月ごとに交付すべき額とする。

5| 前各項に定めるもののほか、地方消費税の交付に関し必要な事項は総務省令で定める。

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

- 一 共同住宅等（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等を含む。次号、第三十九条の二の三第一項及び第三十九条の三において同じ。）以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを含む。以下この条及び第三十九条の三において同じ。） 当該建築に係る住宅（当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあつては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあつては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。）の床面積

(区分所有される住宅にあつては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八及び第三十九条の二の三第一項第一号において同じ。)が五十平方メートル(当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

二略

附則

(地方消費税の清算の時期等の特例)

第六条の十三 当分の間、第三十五条の十九の規定の適用については、同条第一項中「法第七十二条の百四十一項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百四十一項の規定」と、「当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額(当該期間内に譲渡割に係る還付金等(法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。))を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において同じ。))及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「当該道府県に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項

(区分所有される住宅にあつては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八及び第三十九条の二の三第一項第一号において同じ。)が五十平方メートル(当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

二略

附則

(地方消費税の清算の時期等の特例)

第六条の十三 当分の間、第三十五条の十九第一項の規定の適用については、同項中「法第七十二条の百四十一項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百四十一項の規定」と、「当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額(当該期間内に譲渡割に係る還付金等(法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。))を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。第三十五条の二十一第一項において同じ。))及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「当該道府県に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項

後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第七十二条の百十三第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月まで」とあるのは「前年度二月から四月まで」と、「四月から六月まで」とあるのは「五月から七月まで」と、「七月から九月まで」とあるのは「八月から十月まで」と、「十月から十二月まで」とあるのは「十一月から一月まで」と、同条第二項中「法第七十二条の百十四第二項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十四第二項の規定」と、「当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「当該道府県に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」とする。

(地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額の特例)

第六条の十四 当分の間、第三十五条の二十一

の規定の適用については、同条第一項中「法第七十二条の百十五第一項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条

後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第七十二条の百十三第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月まで」とあるのは「前年度二月から四月まで」と、「四月から六月まで」とあるのは「五月から七月まで」と、「七月から九月まで」とあるのは「八月から十月まで」と、「十月から十二月まで」とあるのは「十一月から一月まで」と

する。

(地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額の特例)

第六条の十四 当分の間、第三十五条の二十一第一項の規定の適用について、同項中

「法第七十二条の百十五」の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条

の百十五第一項の規定」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月までの間」とあるのは「前年度二月から四月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第七十二条の百三第一項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第七十二条の百三第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費」と、「第三十五条の十九第一項の規定」とあるのは「附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九第一項の規定」と、「四月から六月までの間」とあるのは「五月から七月までの間」と、「七月から九月までの間」とあるのは「八月から十月までの間」と、「十月から十二月までの間」とあるのは「十一月から一月までの間」と、同条第二項中「法第七十二条の百十五第二項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十五第二項の規定」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月までの間」とあるのは「前年度二月から四月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規

の百十五 の規定」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月までの間」とあるのは「前年度二月から四月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第七十二条の百三第一項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第七十二条の百三第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費」と、「第三十五条の十九 の規定」とあるのは「附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九の規定」と、「四月から六月までの間」とあるのは「五月から七月までの間」と、「七月から九月までの間」とあるのは「八月から十月までの間」と、「十月から十二月までの間」とあるのは「十一月から一月までの間」と

定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「第三十五条の十九第二項の規定」とあるのは「附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九第二項の規定」と、「四月から六月までの間」とあるのは「五月から七月までの間」と、「七月から九月までの間」とあるのは「八月から十月までの間」と、「十月から十二月までの間」とあるのは「十一月から一月までの間」とする。

る。

す

【附則第五条による改正（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部改正）】

改 正 後	改 正 前
<p>(剰余金の計算)</p> <p>第十九条 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額 二 当該年度における所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入額の百分の二十五に相当する金額の合算額が当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額 	<p>(剰余金の計算)</p> <p>第十九条 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額 二 当該年度における所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五に相当する金額の合算額が当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額

【附則第七条による改正（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部改正）】

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の交付)</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の二十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の四十七条第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の六十七条第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百五十一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金</p>	<p>(交付金の交付)</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の二十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の四十七条第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の六十七条第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百五十一項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金</p>

「という。）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算

「という。）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）及び同法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算

定した財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を超える特別区
に対して、次項に定めるところにより交付する。
2
4
略

定した財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を超える特別区
に対して、次項に定めるところにより交付する。
2
4
略

【附則第八条第一号による改正（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部改正）】

改 正 後	改 正 前
<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入)</p> <p>第八十二条の二 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が百分の一・七の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により計算した場合における同法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第一項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。</p> <p>7～9 略</p>	<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入)</p> <p>第八十二条の二 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が百分の一の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により計算した場合における同法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第一項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。</p> <p>7～9 略</p>

【附則第八条第一号による改正（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部改正）】

改 正 後	改 正 前
<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入) 第百三十九条の四 略 2～5 略 6 前項に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が百分の一・七の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により計算した場合における同法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第一項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。 7～17 略</p>	<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入) 第百三十九条の四 略 2～5 略 6 前項に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が百分の一の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により計算した場合における同法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第一項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。 7～17 略</p>